資料５

# いじめ発見時の対応について

## いじめ発見

・本人の訴え　・教職員による発見　・他からの情報提供

**いじめを把握したら、管理職に報告**
**→管理職は、教育指導課スクールアドバイザー（電話０４２－４２０－２８２７）へ連絡する。**

## 「学校いじめ対策委員会」を開催する

**（“いじめ対応　西東京の約束”に沿った対応を行う。）**

**いじめ対応　西東京の約束**

① 「いじめられている子供」を全教職員で守る。
② １５日以内の解決を目指した対応を行う。
③ 「いじめている子供」に謝罪させる。
④ 「いじめられている子供」「いじめている子供」双方の保護者に連絡する。

**［キーワード］**
**一人で対応することなく、チームで対応する**

- **いじめられている子供には、「絶対に守る」という学校の意思を伝える。**
- **教職員の役割分担を明確にし、休み時間や登下校時、清掃時間等の安全確保を行う。**

## 解　　決

※　いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していたという事例もあります。卒業まで定期的に話し合う機会をもつなどの配慮が必要です。

**★　いじめを認知してから 15 日経過しても解決に至らない場合やいじめを受けた子供が長期にわたって欠席している場合、いじめの内容が極めて悪質であると考える場合は、必ず、「いじめに係る報告書（様式２）」をお送りください。指導主事が学校を訪問いたします。**